

環境・エネルギー産業総合支援事業（開発支援事業）補助金交付要綱

（通則）

第1条 環境・エネルギー産業総合支援事業（開発支援事業）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、道内事業者による環境・エネルギー関連（以下「環境関連」という。）の技術開発及び実証等、並びに製品開発及び事業化等を行う事業に対して支援することにより、環境関連産業の振興と道内事業者の参入促進を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）
- (2) (1)に掲げる者を含む複数事業者による共同体（以下「コンソーシアム」という。）

（補助対象分野及び事業）

第4条 補助対象分野は、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画[第3期]（令和3年3月31日策定）において「環境関連産業」としている次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新エネルギー関連分野
- (2) 省エネルギー関連分野

2 補助対象事業は、補助対象者が行う次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 道内事業者が行う環境関連の技術開発及び実証等を行う事業で、次のいずれかを満たす事業内容とする。
 - ア 原則として、道内の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学をいう。以下同じ。）、高等専門学校（同法第115条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）、別表第1に掲げる公設試験研究機関（以下「大学等」という。）のいずれかと連携して行う技術開発及び実証研究とする。
 - イ 道内事業者が有する技術や開発した製品、サービスを核として複数事業者が連携した実証事業等とする。また、その他知事が第2条の目的に資するものと認めた事業とする。
- (2) 道内事業者が行う環境関連の製品、サービスの開発及び事業化を図る事業で、次の事業内容とする。
 - ア 製品、サービスの有効性及び環境影響、コスト算定等を目的として行う試作品の作成や改良とする。
 - イ アと併せて行う収益性及び販路等のマーケティングを目的として行う市場調査とする。

3 前項に定める事業については、次のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 本事業の成果が、事業化や製品化に結びつくことが見込まれる事業であること。
- (2) 他の道事業に採択されたことがない事業であること。
- (3) 国等の同様な補助制度等の支援対象事業として同時に採択されていないこと。

なお、国等には、国の各省庁及び出先機関の他、補助制度等を有する各団体・法人等を含むものとし、国等が所管する補助制度（以下「国等所管制度」という。）と本制度を、同一の事

業において同時に利用することはできないこととするが、国等所管制度に応募又は応募を予定し、かつ国等所管制度の採択の時期が、本事業の採択時期と同時期である場合には、本事業における事業計画書の提出も可能とする。

この場合、その旨（同時申請）を事業計画書に明記させ、国等所管制度に採択された事業については、本事業の対象としないものとする。ただし、国等所管制度に採択された場合であっても、国等所管制度の申請を辞退し、本事業の申請を希望する場合については、この限りではない。

（補助対象経費、補助率及び限度額）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、別表第2に定めるものとし、補助率及び限度額については、同表のとおりとする。

（事業計画の提案）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

2 事業計画の提案は、知事に対して事業計画書（別記第1号様式）を提出することにより行うものとする。

（有識者会議）

第7条 知事は、前条第1項の規定により事業計画の提案があったときは、有識者会議を開催する。

2 有識者会議においては、提出された事業計画について、次の観点で意見を聴取するものとする。

（1）業務遂行能力

ア 事業を実施するために十分な体制が確保されており、また、業務分担が明確となっていること。

イ 事業を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっていること。

ウ 実施する事業の分野に関連する製品、サービスや技術に関し、必要な知見と経験を有していること。

（2）計画の妥当性・実施効果

ア 事業化に向けた課題の設定が妥当であり、その解決方法等が有効であること。

イ 省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入、エネルギーの地産地消の取組の促進に資するものであること。

ウ 事業の新規性や優位性が示され、新たな製品、サービスの開発又は研究開発として実現性が高いこと。

エ 製品や技術を効果的に組合せた開発手法や、道内の資源、技術シーズ（大学等との連携など）を有効に活用していること。

オ 市場ニーズの把握がなされ、市場性、波及効果などが示されていること。

カ 事業実施の効果として技術力の向上等が図られ、競争力の強化等に寄与していること。

キ 事業化又は製品化を見据え、経営の向上等が見込めるものであること。

ク 道内の環境産業の振興に資する事業であること。

（事業計画の認定）

第8条 知事は、有識者会議の意見を踏まえ、事業計画を認定するものとする。

2 知事は前項の場合において必要があるときは、事業計画に修正を加えて認定を行うことができる。

3 知事は、事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、知事に対し、別に指定する期日までに補助金の交付申請をしなければならない。

2 交付の申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金等交付申請書（経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式。以下「経済第○号様式」について同じ。））
- (2) 事業計画書（経済第2号様式）
- (3) 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- (4) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (5) 事業予算書（経済第11号様式）
- (6) 資金収支計画書（経済第23号様式）
- (7) その他知事が別に指示する書類

3 補助金の交付申請時に当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、前条第1項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第11条 前条の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助対象事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業等中止（廃止）承認申請書（経済第14号様式）により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、補助事業等執行遅延（不能）報告書（経済第15号様式）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の経費の配分の変更)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、補助事業等変更承認申請書（経済第12号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における20パーセント未満の変更の場合は、この限りではない。

(補助事業の内容の変更)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、補助事業等変更承認申請書（経済第12号様式）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費における20パーセント未満の変更の場合（新たに補助対象となる構成事業を追加する場合及び補助対象事業の一部を中止（廃止）する場

合を除く。)は、この限りではない。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第23条第1項第4号及び第5号に規定する知事が定める財産（以下「処分制限財産」という。）は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

4 補助事業者は、第2項の処分制限財産について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付する場合は、この限りではない。

5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する届出等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に産業財産権等取得等届出書（別記第2号様式）により知事に届出しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（第11条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（経済第19号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（経済第2号様式）
- (2) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (3) 補助金等精算書（経済第20号様式）
- (4) 事業精算書（経済第22号様式）
- (5) その他知事が別に指示する書類

(消費税等)

第18条 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事

に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第19条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、補助対象事業の完了日の属する会計年度の終了後から5年間保存しなければならない。ただし、補助対象事業の中に第15条第2項に規定する処分制限財産を有し、同条第4項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理・保管しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第20条 知事は、第17条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第21条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

(事業化状況の報告)

第22条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降5カ年度について、各年度の終了後4月30日までに、前年度における当該補助の対象となった事業の状況について、事業化等状況報告書(別記第4号様式)により知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、補助事業者に、前項の報告に係る証拠書類の提出を求め、現地調査をすることができる。

3 補助事業者は、第1項の報告に係る証拠書類を、報告を行った年度終了後2年間保管しなければならない。

(収益納付)

第23条 知事は、前条の報告書により、補助事業者に当該補助対象事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する金額を道に納付させることができるものとする。

2 前項の規定により納付を命ずることができる金額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

(補助金の交付の条件)

第24条 知事が補助金の交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、第13条から第16条まで、第22条第1項及び第3項並びに前条の条件を付すものとする。

(成果の発表等)

第25条 知事は、補助対象事業の名称、補助事業者名、所在市町村名、補助金額等を公表するものとする。

2 知事は、第17条及び第22条に規定する報告書を本道における環境産業の振興のため活用し、必要に応じて、補助事業者に成果等の発表を行わせることができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

別表第1 公設試験研究機関（第4条第2項関係）

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 北海道センター	
国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所	
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 北海道農業研究センター	
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構	
産業技術環境研究本部	工業試験場
	食品加工研究センター
	エネルギー・環境・地質研究所
農業研究本部	中央農業試験場
	上川農業試験場
	道南農業試験場
	十勝農業試験場
	北見農業試験場
	酪農試験場
	畜産試験場
	花・野菜技術センター
水産研究本部	中央水産試験場
	函館水産試験場
	釧路水産試験場
	網走水産試験場
	稚内水産試験場
	栽培水産試験場
	さけます・内水面水産試験場
森林研究本部	林業試験場
	林産試験場
建築研究本部	北方建築総合研究所
北海道立工業技術センター	
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター	
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	
旭川市工業技術センター	
旭川市工芸センター	
旭川市農業センター	
北見工業技術センター	
釧路工業技術センター	
十勝産業振興センター	
苫小牧市テクノセンター	
室蘭テクノセンター	
根室市水産研究所	
その他、知事が公設試験研究機関と認めるもの	

別表第2 補助対象経費、補助率及び限度額（第5条関係）

補助対象経費		補助率	限度額
経費区分	対象経費		
1 製品・技術開発費	製品・技術開発等に要する次に掲げる経費	補助対象経費の2/3以内	第4条第2項第1号の事業は1,000万円以内、同項第2号の事業は300万円以内
(1) 原材料費	原材料・副材料の購入及びこれらに係る運賃		
(2) 機械装置費	機械、装置、工具等の購入及び据付、借入、試作、改修に要する経費〔注1〕		
(3) 技術導入費	大学等からの技術指導及び共同研究等に要する経費並びに産業支援機関からの経営指導に要する経費		
(4) 特許実施費	事業実施に必要な特許等の使用料		
(5) 外部委託費	設計委託、外注加工、試験分析、市場及び環境調査、試作品の輸送等に要する経費		
2 人件費〔注2〕	事業実施のために新たに雇用された臨時補助員等の日額（又は時間）単価により算出した経費		
3 その他	その他知事が必要と認める経費		

注1：他用途への転用が容易な機械、装置等については、補助対象外とする。

注2：臨時補助員等の業務の内容について、雇用契約書等により明らかにすること。

また、業務日誌等により当該事業の従事時間を明らかにすること。